

# 労災保険率

【資料3】

(単位： 1/1,000)

業種	労災保険率		
	現行	改定後	
林業	60	60	
海面漁業	20	<b>19</b>	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	<b>38</b>	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	<b>20</b>	
原油又は天然ガス鉱業	5.5	<b>3</b>	
採石業	58	<b>52</b>	
その他の鉱業	25	<b>26</b>	
水力発電、ずい道等新設事業	89	<b>79</b>	
道路新設事業	16	<b>11</b>	
舗装工事業	10	<b>9</b>	
鉄道又は軌道新設事業	17	<b>9.5</b>	
建築事業	13	<b>11</b>	
既設建築物設備工事業	15	15	
機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	<b>6.5</b>	
その他の建設事業	19	<b>17</b>	
<b>食料品製造業</b>	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6	<b>6</b>
	たばこ等製造業	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	<b>4.5</b>	
木材又は木製品製造業	13	<b>14</b>	
パルプ又は紙製造業	7.5	<b>7</b>	
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	5	<b>4.5</b>	
ガラス又はセメント製造業	7.5	<b>5.5</b>	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	19	19	
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	6.5	<b>7</b>	
非鉄金属精錬業	7	<b>6.5</b>	
金属材料品製造業	7	<b>5.5</b>	
鋳物業	17	<b>18</b>	
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5.5	5.5	
電気機械器具製造業	3	3	
輸送用機械器具製造業	4.5	<b>4</b>	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4	<b>3.5</b>	
その他の製造業	7	<b>6.5</b>	
交通運輸事業	4.5	4.5	
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	11	<b>9</b>	
港湾荷役業	16	<b>13</b>	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
農業又は海面漁業以外の漁業	12	<b>13</b>	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	<b>12</b>	
ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	<b>7</b>	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	
船舶所有者の事業	50	<b>49</b>	